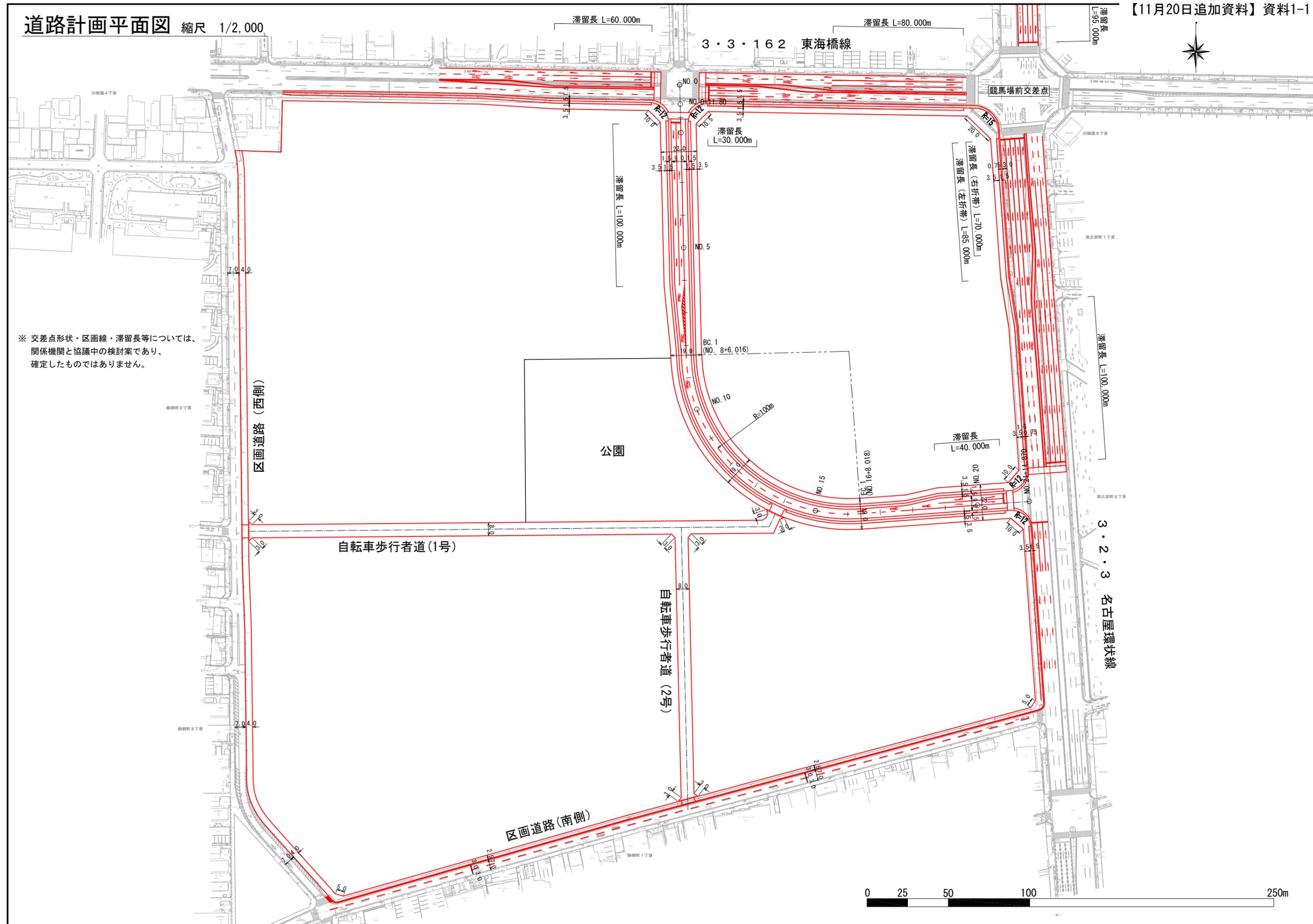


11月20日追加資料

資料 番号	資料名	資料 枚数	縮尺 (A 3)
1-1	道路計画平面図	1	1/2,000
1-2	街区図	1	1/2,500
2	用途地域等変更(案)及び地区計画(案)	4	—

【「11月20日追加資料」（以下、「本資料」という。）の取扱いについて】

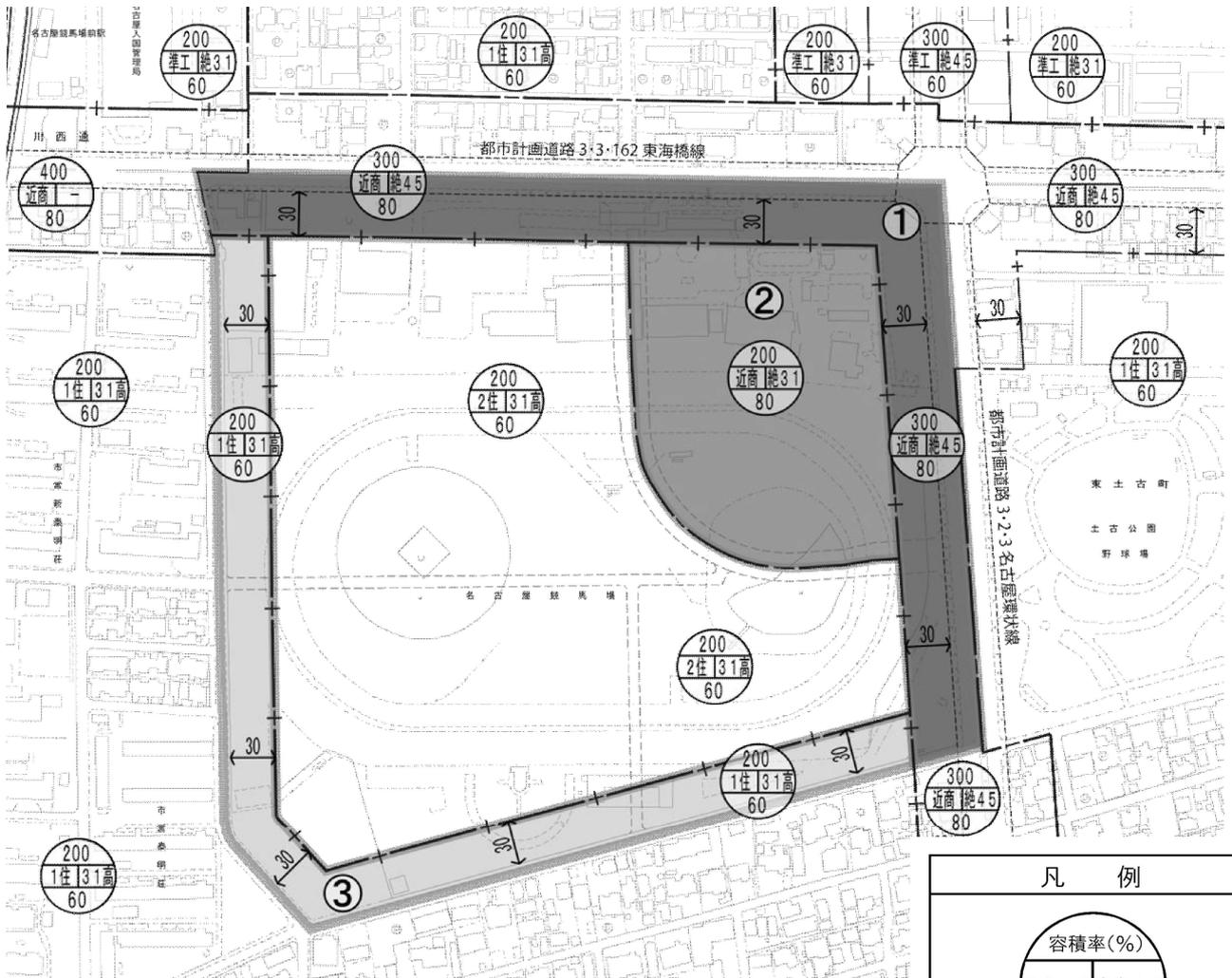
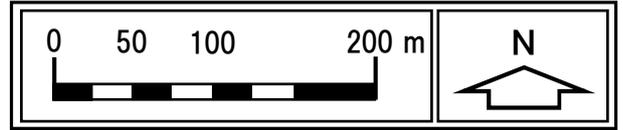
- ・本資料は、第20回アジア競技大会選手村後利用事業者募集要項における「募集要項等」に含まれるものとします。
- ・提案において、別紙1資料3及び5に替え、本資料1-1及び1-2を使用し、提案書類を作成してください。
- ・募集要項「4. 募集条件（1）ア街区一覧」に記載の2街区の地積は、本資料1-2に記載の面積約41,800㎡とし、街区の形状は本資料1-1又は1-2に基づくものとします。
- ・募集要項「6. 応募の手続（3）【貸与】」に記載の貸与資料の内、CADデータについては、本資料1-1及び1-2のCADデータを貸与資料とします。
- ・本資料2は、募集要項「4. 募集条件（6）6）」に関する追加情報です。募集要項に記載の用途地域の変更及び地区計画は本資料に示す内容とします。
- ・本資料に示す敷地形状や面積、用途地域等変更（案）、地区計画（案）を前提とした提案が可能です。また、用途地域等変更（案）、地区計画（案）の範囲を超えた提案も可能ですが、県・市や関係機関との協議が必要となります。協議の結果、実現できるとの判断に至った場合には、必要に応じた手続きを行っていくこととなります。
- ・本資料に示す敷地形状や面積、用途地域等変更(案)、地区計画(案)については、今後変更となる可能性があります。



※ 交差点形状・区画線・滞留長等については、関係機関と協議中の検討案であり、確定したものではありません。



用途地域等変更(案) (泰明町地区)



凡例	

	用途地域等変更区域
--	-----------

※区分線の種類
 (--- : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心)
 (-+- : 沿道指定その他)

種類	略称	名称	種類	略称	名称
用途地域	1住	第1種住居地域	高度地区	31高	31m高度地区
	2住	第2種住居地域		絶31	絶対高31m高度地区
	近商	近隣商業地域		絶45	絶対高45m高度地区
	準工	準工業地域		-	高度地区なし

用途地域等変更前後対照表 ※太枠は変更箇所

変更箇所	変更前			変更後		
	用途地域	容積率/建ぺい率	高度地区	用途地域	容積率/建ぺい率	高度地区
①	第2種住居地域	200%/60%	31m高度地区	近隣商業地域	300%/80%	絶45m高度地区
②	第2種住居地域	200%/60%	31m高度地区	近隣商業地域	200%/80%	絶31m高度地区
③	第2種住居地域	200%/60%	31m高度地区	第1種住居地域	200%/60%	31m高度地区

地区計画(案) (泰明町地区)



凡 例	
地区計画区域及び地区整備計画区域	
地区の区分	地区施設
賑わい地区(A)	地区幹線道路
賑わい地区(B)	区画道路1号
複合地区(A)	区画道路2号
複合地区(B)	歩道1号
	歩道2号
	自転車歩行者用通路1号・2号
	公園

㊦-㊩は筆界

※区分線の種類

- : 道路・河川・鉄道等
- : 地形地物の中心
- : 沿道指定その他

地区計画制限（案）

	賑わい地区（A）	賑わい地区（B）	複合地区（A）	複合地区（B）
土地利用の方針	地域の中心的存在となる商業施設等の立地により、賑わいの創出を図る。	場外馬券売場等の立地により、賑わいの創出を図る。	駅に近い立地を活かした、複合的な土地利用を図る。	周辺住宅地と調和した複合的な土地利用を図る。
用途の制限	1 風営法2条1項1号から4号及び6項の施設(※1) 2 勝馬投票券発売所等 3 倉庫業倉庫 4 畜舎	1 風営法2条1項1号から4号及び6項の施設(※1) 2 倉庫業倉庫 3 畜舎	1 風営法2条1項1号から4号及び6項の施設(※1) 2 勝馬投票券発売所等 3 倉庫業倉庫 4 畜舎	1 風営法2条1項及び6項の施設(※1) 2 勝馬投票券発売所等 3 カラオケボックス等 4 畜舎
容積率の最高限度	10分の20			—
建ぺい率の最高限度	10分の6(角地緩和あり)			
敷地面積の最低限度	500㎡ (派出所等の公益上必要なものは除く)		130㎡ (派出所等の公益上必要なものは除く)	
壁面の位置の制限	歩道1号・2号から5m 地区幹線道路から1m (派出所等の公益上必要なものは除く)	歩道2号から5m 地区幹線道路、区画道路1号、自転車歩行者用通路1号・2号から1m (派出所等の公益上必要なものは除く)	歩道1号から5m 地区幹線道路、区画道路2号、自転車歩行者用通路1号から1m 隣地境界線から0.5m (派出所等の公益上必要なものは除く)	区画道路1号・2号、自転車歩行者用通路1号・2号から1m 隣地境界線から0.5m (派出所等の公益上必要なものは除く)
高さの最高限度	31m	・31m ・区画道路1号の反対側の境界線から斜線制限(※2)	31m	・31m ・区画道路1号の反対側の境界線から斜線制限(※2)
形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態又は色彩その他の意匠は、周辺環境及び地区計画の区域内の他の建築物と調和したものとし、良好な景観の形成に寄与するもの			
緑化率の最低限度	15%	10%		
垣又はさくの構造の制限	地区施設(公園を除く)に面する垣やさくは、次に掲げるものとする。同時に、周辺市街地に圧迫感や閉塞感を与えないよう配慮するものとする。 1 生垣 2 透過性のあるフェンス等 ただし、門はこの限りでない。			

(※1) 風営法第2条第1項(風俗営業)

第1号:キャバレーなど 第2号:低照度飲食店 第3号:区画席飲食店 第4号:マージャン屋、ぱちんこ屋
第5号:ゲームセンター等
風営法第2条第6項(店舗型性風俗営業)

(※2) 区画道路1号の反対側の境界線から斜線制限

当該部分から区画道路1号の反対側の境界線までの水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10mを加えたもの、当該水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの1.5分の1に20mを加えたもの

都市計画の変更等（用途地域等の変更、地区計画の決定）についての今後の予定

日程	内容
令和3年5月頃	用途地域等の変更案、地区計画案の公告・縦覧（意見書の受付）
令和3年7月頃	名古屋市都市計画審議会
令和3年8月頃	用途地域等の変更、地区計画の決定の告示